優経通信

2023年5月号 VOL, 136





ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたでしょうか?コロナの感染症分類も見直され、少しずつ以前の日常に近い生活様式を取り戻しつつあるようですね。お天気にも恵まれ、お出かけされた方も多かったのではないでしょうか。

連休明けからは、年々早くなっている気がしますが、日中は夏のような陽気の日も、増えてまいりますので、体調にも気を配り、頑張っていきたいと思います。

職場つみたて NISA の奨励金について(賃上げ促進税制の適用)

職場つみたてNISAとは、職場という身近な場を通じて、NISA(少額投資非課税制度)を利用した資産形成ができるように事業者等が、福利厚生の増進を図ることを目的とした制度で、賃上げ促進税制の適用対象となります。事業主等が金融商品取引業者(NISA取扱業者)と契約すると、従業員はNISA取扱事業者の選定する対象金融商品の中から投資対象を選択し、投資することができます。

【賃上げ促進税制の対象となる給与等について~中小企業(適用要件)~】

賃上げ促進税制では、**継続雇用者に対する給与等が、対前年比で1.5%以上増加した**などの要件を満たす場合、原則、**控除対象雇用者給与支給増加額の15%の税額控除**が認められます。職場つみたてNISAの奨励金は、給与天引き方式、口座振替方式の2つの支給方法がありますが、いずれを採っても従業員に支給されるものであるため、**賃上げ促進税制の対象となる「給与等」に該当**します。

また、賃上げ促進税制においては、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは、限定されていません。したがって、職場つみたてNISAの奨励金は、給与等以外の福利厚生費として、費用計上したとしても、賃上げ促進税制対象となる「給与等」に該当することとされていますので、ご活用されてみてもよろしいかと思います。

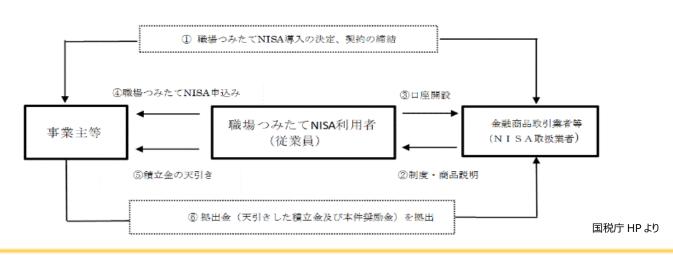
(奨励金については、科目は福利厚生費として処理しても、給与所得として課税されます。)

【奨励金の支給方法について】

奨励金を支給方法は以下の2つの方法があります。

- ① 給与天引き方式:事業主等が、従業員に支給する給与から、従業員が選択した金融商品に係る毎月の積立金相当額を天引きし、積立金相当額に奨励金を加えた金額を従業員のNISA口座に振り込む方式(下図参照)
- ② 口座振替方式:事業主等が、従業員の給与に奨励金を加算して支給し、従業員の預貯金口座等から、積 立金相当額に奨励金を加算した額が、従業員のNISA口座に振り替えられる方式

【イメージ図(給与天引き方式による拠出の場合))



知っとこ!「税務のマメ知識」

【相続放棄した場合の死亡保険金について】

相続放棄は、自身に相続があったことを知った日(大抵は、 被相続人が亡くなったと知った日)から3ヶ月以内に手続きを しなければなりません。

相続放棄をすると、マイナスの財産だけでなく、プラスの財産も 相続できません。

ただし、保険金の受取人を相続人とする保険契約では、死亡 保険金は、保険金の受取人である相続人の固有の財産となるため、死亡した被相続人の財産には、該当しません。

そのため、相続人は、相続を放棄しても死亡保険金を受け取ることができます。

この場合の死亡保険金は、相続財産では、ありませんが、『みなし相続財産』として相続税の

課税対象にはなります。

相続放棄をすれば、死亡保険金のみが 相続税の課税対象となります。

たとえば、田舎の両親がお住まいのご実家があり、プラスの財産が特になく、両親が亡くなられ、今後、利用するご予定がない実家のみが残る場合には、相続の放棄も視野に入れてみてもよろしいかもしれません。



生前からその不動産が売却可能なものであるのかなど、その先のご利用予定なども含めて、確かめておくのも、良いかもしれません。

相続について、ご心配などございましたら、弊社にご相談いただければと思っております。

クトラン 掲示板」

源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている方は、

7月10日までに、今年の 1月から6月に源泉徴収した 金額を、<mark>半年分まとめて納める</mark>

ことになります。



直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標 準報酬月額の決定時期がきました。

毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、6月1日以降に被保険者となった方や、7月改訂の月額変更届を提出する方は、対象外です。

算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等** の手当も含まれ、現物支給

(定期券、食事、自社製品 など) も金銭に換算して報酬に 含めますので注意が必要です。

提出期限は7月10日となっています。



スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。 < http://ameblo.jp/yaraichotax/>

● 優

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関



いつでもお気軽に お問い合わせください。 スタッフ一同、心よりお 待ちしております。